

## 〔参考〕戸籍謄本などの郵便請求の方法

### ① 郵便請求書



他の市町村の様式や、便箋等に必要事項を記入したものでもご請求いただけます。

**申請者の署名又は押印が必要です。**

こちらから連絡させていただく場合がありますので、平日の日中に連絡をとれる電話番号を、必ずご記入ください。連絡がとれずに送付が遅くなることがあります。

### ② 未記入の定額小為替



証明書の交付手数料として定額小為替（郵便局で取扱い）を同封してください。

定額小為替の証書部分と払渡票部分は切り取らずに、何も記入せずにお送りください。

現金で送る場合は現金書留をご利用ください。

手数料が明確なときは、なるべく、おつりが出ないようにご準備ください。

**※手数料は、切手での取り扱いはできません。**

### ③ 切手を貼った返信用封筒



申請者の郵便番号・住所・氏名を記入し、切手を貼ったものをご用意ください。

**送付先は、申請者の住民登録地に限ります。**

請求枚数が多いときは、大きめの封筒をご用意ください。

郵便料金が不足する場合は「郵便料金受取人払い」にて対応させていただきます。ご了承ください。

**※お急ぎの方は、速達料金分の切手も貼ってください。**

### ④ 身分証明書の写し



申請者本人の運転免許証や写真付き住民基本台帳カードの写しを送付してください。（現住所等がウラ書きがあるときは、ウラ面の写しも必要です。）

有効期限の部分が読み取れるように複写してください。

運転免許証や住民基本台帳カードをお持ちでないときは、健康保険証でも結構です。

（ただし、申請者の現在の本籍が指宿市ではないときは、国民健康保険などの市町村役場で発行した健康保険証に限ります。）

※戸籍を請求できるのは、戸籍に載っている方、またはその方の直系の尊属（父母・祖父母等）、直系の卑属（子・孫等）の方です。～申請者の方が、今まで指宿市に戸籍を置いたことがない場合は、請求しようとしている戸籍に載っている方とのご関係がわかる戸籍等のコピーを同封してください。（例：母の出生時の戸籍が必要。自分は指宿市に本籍を置いたことがない。⇒自分の現在の戸籍や、母と自分が一緒に載っている戸籍などのコピーを同封してください。）

①②③④を同封のうえご請求ください。



〒891-0497 鹿児島県指宿市十町2424番地

指宿市役所 市民協働課

Tel: 0993-22-2111 (内線213) Fax: 0993-23-2105

Email: shimin-shimin@city.ibusuki.lg.jp

URL: <http://www.city.ibusuki.lg.jp/>

山川支所  
開聞支所

TEL: 0993-34-1113 (内線113)

TEL: 0993-32-3111 (内線121)